

傷害補償サービス・賠償補償サービス＜正式名称：団体総合生活補償保険（交通事故危険のみ補償特約、個人賠償責任危険補償特約付）＞

商品の仕組みおよび引受条件等 ※印を付した用語は「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

被保険者 (補償の対象者)	＜傷害補償サービス・賠償補償サービス共通＞ 利用者本人、利用者の配偶者、利用者またはその配偶者と同居の親族 <sup>(注1)</sup> 、利用者またはその配偶者と別居の未婚の子 <sup>(注2)</sup> (注1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。		
保険金の種類	保険金をお支払する場合	保険金のお支払額	
保険金の種類 保険金をお支払する場合 保険金のお支払額	傷害補償サービス		
	入院 保険金	交通事故によるケガ <sup>*</sup> のため、入院 <sup>*</sup> された場合	【入院保険金日額(★)】×【入院した日数】を支払います。 (★) 本人：1,500円、配偶者・同居の親族・別居の未婚の子：900円 ◆入院した日数には次の日数を含みません。・事故の発生の日からその日を含めて180日が満了した日の翌日以降に入院した日数。・1事故に基づく入院について、入院保険金を支払うべき日数の合計が180日に到達した日の翌日以降に入院した日数。◆入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払する場合」に該当するケガ <sup>*</sup> を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	手術 保険金	交通事故によるケガの治療 <sup>*</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合	次の算式によって算出した額を支払います。 ① 入院中に受けた手術の場合…入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術の場合…入院保険金日額の5倍 ◆次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。・同一の日に複数回の手術を受けた場合＝手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合＝その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして定められている手術に該当する場合＝その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして扱います。・医師診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合＝その手術に対して手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
賠償補償サービス			
損害 賠償 保険金	次の①②いずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払します。①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故②被保険者の日常生活 <sup>(注)</sup> に起因する偶然な事故 (注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。	保険金額：1事故につき1億円(免責金額なし) 損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用 <sup>(注)</sup> 等をお支払します。 (注) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。◆保険金の支払額は1回の事故につき保険金額が限度となります。◆損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。◆お申出により引受保険会社が示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができません。	
傷害補償サービス			
(1)、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ <sup>*</sup> (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ(3)自動車等 <sup>*</sup> の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>*</sup> または麻薬等を使用しての運転中のケガ(4)脳疾患、病気または心神喪失によるケガ(5)妊娠、出産、早産または流産によるケガ(6)外科的手術その他の医療処置によるケガ(引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるもの、保険金をお支払します。)(7)戦争、その他の変乱 <sup>*</sup> 、暴動によるケガ(8)地震もしくは噴火またはこれを原因とする津波によるケガ(9)核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ(10)原因がいかなくとも、頸部症候群 <sup>*</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 <sup>*</sup> のないもの(11)入浴中の溺水 <sup>*</sup> (引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払します。)(12)原因がいかなくとも、誤嚥 <sup>*</sup> によって生じた肺炎(13)交通乗用具 <sup>*</sup> を用いて競技等 <sup>*</sup> をしている間のケガ(14)職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ(15)職務または実習のための船舶搭載中のケガ(16)グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭載中のケガ(17)航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ			
賠償補償サービス			
(1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意(2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波(4)核燃料物質 <sup>(注1)</sup> もしくは核燃料物質 <sup>(注1)</sup> によって汚染された物 <sup>(注2)</sup> の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(5)(2)から(4)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故(6)(4)以外の放射線照射または放射能汚染(7)被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(8)専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産 <sup>(注3)</sup> の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(9)被保険者と同居する親族 <sup>(注4)</sup> に対する損害賠償責任(10)被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する賠償責任を除きます。(11)被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任(12)被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(13)被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任(14)被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任(15)航空機、船舶・車両 <sup>(注5)</sup> 、銃器 <sup>(注6)</sup> の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(注1)使用済燃料を含みます。(注2)原子核分裂生成物を含みます。(注3)住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。(注4)6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。(注5)原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。なお、ゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊施設のために使用される部分を除きます。(注6)空気銃を除きます。			

盗難補償サービス(クレジットカード盗難補償、インターネットバンキング盗難補償)＜正式名称：クレジットカード盗難保険＞

商品の仕組みおよび引受条件等

被保険者 (補償の対象者)	利用者本人、利用者の配偶者、利用者またはその配偶者と同居の親族 <sup>(注1)</sup> 、利用者またはその配偶者と別居の未婚の子 <sup>(注2)</sup> (注1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
保険の対象	◆被保険者がクレジットカード発行者(以下「カード発行者」といいます。)から貸与その他発行を受け使用または管理しているクレジットカードのすべて ◆被保険者が、所有するインターネットIDもしくは口座						
保険金額	100万円(免責金額なし) ※1補償年度 <sup>(注)</sup> を通じて、1利用者あたりクレジットカード、インターネットバンキングを合計して100万円までの補償となります。(注)加入初年度については補償開始日から1年間とし、次年度以降については、前補償年度の末日の翌日から1年間とします。						
保険金のお支払額	次の算式による保険金をお支払します。ただし、保険金額を限度とします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>損害 保険金</td> <td>=</td> <td>損害の額</td> <td>-</td> <td>金融機関等から補償された金銭や他の保険契約等から支払われた保険金または 共済金およびチャージバック(代金請求の差し戻し)による回収金の合計額</td> </tr> </table>		損害 保険金	=	損害の額	-	金融機関等から補償された金銭や他の保険契約等から支払われた保険金または 共済金およびチャージバック(代金請求の差し戻し)による回収金の合計額
損害 保険金	=	損害の額	-	金融機関等から補償された金銭や他の保険契約等から支払われた保険金または 共済金およびチャージバック(代金請求の差し戻し)による回収金の合計額			
保険金をお支払する場合	クレジットカード盗難補償						
	(1)クレジットカードが盗難されたまたは紛失し、他人に不正使用されたことにより被る損害に対して保険金をお支払します。(2)偽造・変造カード等によって被る損害に対して保険金をお支払します。(3)第三者が不正な手段により決済必要情報を盗取し、インターネット上および電話取引等の決済等で不正使用が行われたことにより被る損害に対して保険金をお支払します。◆カード規約に基づき、カード発行者等によって被保険者の金銭的損害が補償される場合または他の保険契約等から保険金または共済金が被保険者に支払われる場合のみ保険金をお支払します。◆(3)は、次のいずれかの確認方法によりカード会員以外の第三者による不正使用であることが確認できた損害に対して保険金をお支払します。①カード発行者が、不正使用被害を受けたカード会員本人に対して、そのカード会員本人が使用していないことを確認した場合。②カード発行者が、自己が利用する不正検知システムにより、他人(カード会員本人以外の者を指す)による不正利用に該当する損害であることを確認した場合。③その他、過去の不正使用損害と類似の損害である等、カード会員本人の利用でないことを確認した場合。◆カード規約に金銭的損害を補償する期間の定めがない場合には、事故が発生した旨の通知をカード発行者が受理した日の60日前以降60日後までの121日間にわたって行われた不正使用による損害が補償対象となります。◆偽造・変造カード等および決済必要情報が盗まれたことにより生じた損害に対しては、次のいずれか早い日の60日前以降60日後までの121日間にわたって行われた不正使用による損害が補償対象となります。①カード発行者が、不正使用検知システムの利用等により、他人による不正使用が行われている、または行われたと察知し、利用者に対し連絡をとった結果、他人による不正使用が行われたことを確認した日。②カード発行者が、被保険者から、被保険者が認知していないカード等の不正使用が行われたことを知った旨の届出を受理した日。						
保険金をお支払しない主な場合	インターネットバンキング盗難補償						
	インターネットバンキングのIDナンバー等 <sup>(注)</sup> が第三者に不正使用されたことにより損害が発生した場合に保険金をお支払します。◆インターネットバンキング規約に基づき、IDナンバーを提供する金融機関等によって被保険者の金銭的損害が補償される場合または他の保険契約等から保険金または共済金が被保険者に支払われる場合のみ保険金をお支払します。◆IDナンバー等が不正使用された旨の通知を受理した日の60日前以降60日後までの121日に生じた不正使用が補償対象となります。(注)キャッシュカード暗証番号、ユーザーネーム、WEBログインパスワード、WEB取引パスワード、テレフォンバンキングパスワード、モバイルログインパスワード、モバイル取引パスワード、認証番号、お客さま番号、その他のログイン・各種取引にかかわるID・パスワードをいいます。						
保険金をお支払しない主な場合	クレジットカード盗難補償						
	(1)保険の対象が被保険者に到達する前に生じた事故。(2)保険の対象に記載された有効期限 <sup>(注1)</sup> を経過した後に行われた使用。(3)保険の対象に被保険者自らの署名が行われていない状態で行われた使用。(4)クレジットカード会員規約違反。(5)キャッシュディスペンサー <sup>(注2)</sup> の設置場所における喝取 <sup>(注3)</sup> 。(6)キャッシュディスペンサー <sup>(注2)</sup> による限度額残高照合が行われていない状態で行われた使用。(7)キャッシュディスペンサー <sup>(注2)</sup> システムが正常な機能を発揮しない状態で行われた使用。(8)物品購入に伴う損害に関しては、その物品の配達先の住所が、クレジットカード番号が盗まれたカード会員本人の住所の場合。ただし、配達先住所がカード会員本人の住所であっても、その住所に到着前に物品が事故に該当した場合は補償対象となります。(注1)別葉の使用限度額表に記載されている場合を含みます。(注2)現金自動支払機をいい、現金自動預入払出兼用機等、現金自動支払機と同様の機能を有するものを含みます。(注3)保険の対象により現金を引き出すよう強要され、かつ、その引き出された現金を奪われたことをいいます。						
保険金をお支払しない主な場合	インターネットバンキング盗難補償						
	(1)IDナンバー等を被保険者が取得する前に生じた不正使用。(2)他人に譲渡・貸与または担保差入された被保険者の情報機器からなされた不正使用。(3)IDナンバー等に設定された有効期間を経過した後に行われた不正使用。(4)他人に強要された状態で使用による不正使用。(5)IDナンバー等を他人に譲渡・貸与または担保等のために差入れる等で管理を委ねた場合、その間およびその後起きたIDナンバー等を流出したことによる不正使用。						
共通							
(1)被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。(2)被保険者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、もしくは加担した盗難・不正使用。(3)補償期間の開始する以前に生じていた保険の対象の事故。(4)他人に譲渡・貸与または担保差入された保険の対象の使用もしくは情報機器からの不正使用。(5)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象または暴動 <sup>(注1)</sup> 。(6)地震もしくは噴火またはこれらによる津波。(7)核燃料物質 <sup>(注2)</sup> もしくは核燃料物質 <sup>(注2)</sup> によって汚染された物 <sup>(注3)</sup> の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。(注1)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。(注2)使用済燃料を含みます。(注3)原子核分裂生成物を含みます。							